

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年5月23日
【会社名】	燦キャピタルマネージメント株式会社
【英訳名】	Sun Capital Management Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 健 司
【本店の所在の場所】	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
【電話番号】	06-6205-5611
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部 本部長 桐 島 悠 爾
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
【電話番号】	06-6205-5611
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部 本部長 桐 島 悠 爾
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回転換社債型新株予約権付社債 50,000,000円 第4回新株予約権証券 703,800円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 159,403,800円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

銘柄	燦キャピタルマネージメント株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金50,000,000円
各社債の金額（円）	金2,500,000円の1種
発行価額の総額（円）	金50,000,000円
発行価格（円）	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率（％）	年率1.0％（固定）
利払日	毎年3月31日及び9月30日
利息支払の方法	<p>1 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成26年9月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。</p> <p>2 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。</p> <p>3 本転換社債型新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。</p> <p>4 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年14.5％の利率による遅延損害金を付するものとする。</p> <p>5 利息の支払場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 経営管理本部</p>
償還期限	平成28年6月8日

償還の方法	<p>1 償還金額、償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成28年6月8日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 繰上償還 当社は、平成26年9月9日以降、その選択により、償還すべき日の20営業日以上前に本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対し事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その時点で残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。</p> <p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>2 買入消却</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。</p>
募集の方法	<p>第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。</p> <p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)</p> <p>50,000,000円</p>
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期日	平成26年6月9日(月)
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 経営管理本部大阪府中央区瓦町二丁目3番15号
払込期日	平成26年6月9日(月)
振替機関	該当事項なし
担保の種類	該当事項なし
担保の目的物	該当事項なし
担保の順位	該当事項なし
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項なし
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項なし
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項なし
担保の保証	該当事項なし

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

（注）1 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記表中「利息支払の方法」及び「償還の方法」欄記載の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

3 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

4 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は大阪府においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

5 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

燦キャピタルマネージメント株式会社 経営管理本部

6 取得格付

格付は取得していない。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項で定義される。）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、92円とする。なお、転換価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 時価下発行による転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価（本項第(2)号に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記ロの場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合 調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>

- 八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合
調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- 二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の取扱いは以下に定めるところによる。
転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (3) 本項第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金50,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年6月9日から平成28年6月8日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 経営管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	<p>1 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>2 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p>

<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項と同様の調整に服する。</p> <p>合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。</p> <p>その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。</p>
--------------------------------	--

	<p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編行為が生じた場合 本項の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	--

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計20個の新株予約権を発行する。

2 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本転換社債型新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本転換社債型新株予約権者は、これを撤回することができない。

3 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期

(1) 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力は、上記(注)2に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(2) 本転換社債型新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	69個（新株予約権1個につき25,000株）
発行価額の総額	703,800円
発行価格	新株予約権1個につき10,200円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.41円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年6月9日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 経営管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
払込期日	平成26年6月9日（月）
割当日	平成26年6月9日（月）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店

（注）1．第4回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成26年5月23日（金）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	燦キャピタルマネージメント株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,725,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は25,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、92円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場(以下、「東証JASDAQスタンダード」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>158,700,000円</p> <p>(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成26年6月9日から平成28年6月8日(但し、平成28年6月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 経営管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」という。）に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」という。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の出来高に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（119.6円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（138円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日（条件成就の日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社の大株主である前田健司と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大700,000株）とすることとしております。

(注) 2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の指定口座に入金されたときに発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
209,403,800	8,700,000	200,703,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額（50,000,000円）及び本新株予約権の払込金額の総額（703,800円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（158,700,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用5,500,000円、登記関連費用2,000,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）1,200,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額 （百万円）	支出予定時期
運転資金（人件費、支払報酬、借入金返済等）	55	平成26年8月～平成26年11月
遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う投資資金及び諸費用（手付金、仲介手数料、コンサルティング費用等）		
(a) 関西における遂行中の不動産開発プロジェクト	40	平成26年6月～平成26年10月
(b) 小規模太陽光分譲販売事業	60	平成26年7月～平成27年3月
(c) SPVを活用した不動産流動化事業または不動産購入資金	30	平成26年7月～平成27年3月
当社連結子会社に対する設備投資資金等	15	平成26年6月～平成27年3月

(注) 具体的な使途について

調達資金約200百万円は、主として以下の経営基盤強化のための事業資金の一部に充当する予定であります。

運転資金（人件費、支払報酬、借入金返済等）

今後の各種取組が成約し、安定的な収益確保につながるまでに必要かつ不足する見込みである、平成26年8月から同年11月までの運転資金として55百万円を、人件費・旅費交通費等として24百万円、業務委託先等への支払報酬（監査報酬、経理顧問先等）・支払手数料（証券代行、物件等の広告費等）として10百万円、借入金の返済として20百万円にそれぞれ充当する予定です。平成26年12月以降につきましては、当社収益を運転資金に充てる予定です。

なお、平成25年8月14日効力発生の前回の資金調達時（以下「前回の資金調達」という。）に新株式発行により調達した資金は、平成25年8月から10月までの人件費等として14百万円、業務委託先等への支払報酬（監査報酬、経理顧問先等）・支払手数料（証券代行、物件等の広告費等）として10百万円、借入金の返済として6百万円に充当しております。

また、前回の資金調達時に新株予約権の発行及び行使により調達した資金の一部は、後述のとおり、平成25年10月から平成26年6月までの人件費等として30百万円は平成26年5月まで充当済みであり、5百万円は平成26年6月に充当予定です。また、平成25年10月から平成26年5月における金融機関からの借入金の返済資金として、36百万円を充当致しました。さらに、平成25年8月に運転資金として連結子会社鳥取カントリー倶楽部株式会社への貸付金（適用金利3.0%以下、貸付期間1年）として、4百万円を充当致しました。

遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う投資資金及び諸費用（手付金、仲介手数料及びコンサルティング費用等）

(a) 関西における遂行中の不動産開発プロジェクトへの土地取得予定者に対する土地購入関連費用を使途とする投資資金として、平成26年6月から同年10月の間（予定）に40百万円充当します。なお、本プロジェクトに対しては、前回の資金調達時に調達した資金のうち、50百万円は平成25年12月に同一の土地取得予定者に対する同一の土地購入関連費用を使途とする貸付金として充当しており、また10百万円を平成26年6月に充当することを予定しております。

なお、本プロジェクトは、現在、当該土地取得予定者により、更なる売却候補先との契約交渉の最終段階であり、当該契約締結・決済（平成26年8月以降を目標）に至ると当該土地取得予定者に売却益が発生します。当該売却益について、当社が上記投資金額に応じたリターン（平成25年12月に貸し付けた50百万円については、今期金利分のみが収益となり、元金の返済は平成26年6月予定となります。また、平成26年6月以降に投資予定の50百万円については、投資分に応じた不動産売却益が今期の収益となります。なお、本プロジェクトにおいては、一部不動産の売却により、前期既に数千万円の収益をあげております。）が当社の収益見込みとなります。

- (b) 遂行中の小規模太陽光分譲販売事業における当社による小規模太陽光システム購入資金として、60百万円充当します。国の全量買取制度に係る買取金額も年々減少傾向にあり、またグリーン投資税制についても今年度をもって終了する予定であることから、業務提携先(株式会社トス、所在地：鹿児島県鹿児島市共栄町18-30、代表者：大楽 浩)等が確保した用地及び他メーカーから仕入れる小規模太陽光システムを早期に仕入れ投資家の購入要請に応じてタイムリーに納品すべく、当社自身で小規模太陽光システムを仕入れた上で、投資家に販売するという販売形態をとるためであります。当社が直接仕入れるため、一旦在庫を抱える必要はございますが、当社保有期間中の売電収入等を確保でき、一定程度収益獲得にもつながります。また、従前からの有限責任事業組合(燦エナジー有限責任事業組合。以下同様)による販売形態(当社は投資家顧客の紹介業務を行い、当該投資家からの購入申込に応じて当該有限責任事業組合が仕入れ、当該投資家に販売するという販売形態)も、当社において仕入代金がかからず、かつ在庫を抱えることもない形でありますので、引き続き推進してまいります。現在、いずれの販売形態においても、顧客獲得に向けて営業活動しております。なお、本事業に係る収益源は、前者の販売形態においては、当社の販売利益であり、後者の販売形態においては、組合への投資家紹介に係る報酬及び、当該組合には当社も出資しておりますので、当該出資に係る配当収入等であり
- (c) 前回の資金調達時に資金使途として掲げておりましたSPVを活用した不動産流動化は実現できておらず、また後述のとおり調達した資金の使途を変更したため、今回の調達資金をもって、改めて複数の業務提携先とのSPVを活用した不動産流動化を平成26年7月以降四半期毎に実行していくことを企図し、当該SPVへの設立費用及び倒産隔離のための一般社団法人への出資金として、案件毎に5~10百万円、計30百万円充当します。本プロジェクトにおきましては、1案件あたり、300~500百万円の資産規模を想定しております。但し、案件の規模によっては、1案件のみで300万充当も予定しております。なお、本事業における当社の主な収益源といたしましては、当社が行うSPV組成時(不動産流動化時)における各種アレンジメント報酬並びにSPV運用期間中において当社がアセットマネージャーを務めますので、当該アセットマネージメント報酬及びSPV保有資産売却時の売却先の選定に係る成功報酬であります。
- また、本事業については、一部は、投資家顧客によるエクイティ投資も想定しておりますが、金融機関からの調達が大きいため、金融機関からの資金調達の可否が核となります。平成26年3月期の連結及び単体業績において、債務超過を解消し、営業利益ベースでは黒字化を達成し、前連結会計年度である平成26年3月期と比して、当社の財務状況が改善したこともあり、今期においては、金融機関との交渉も一定程度進むものと考えておりますが、万が一予定しているSPVを活用した不動産流動化が実現しない場合においては、翌期以降のSPVへの販売する不動産として、当社自身で販売用不動産を仕入れるための購入資金の一部として、30百万円を充当する予定であります。この場合において、当該SPVへの設立費用及び倒産隔離措置のための一般社団法人へ出資金については、来期までに上がる当社収益により賄う予定であります。

なお、前回の資金調達時に新株予約権の発行及び行使により調達した資金の使途として掲げておりましたプロジェクトの進捗状況及び実際の使途状況は以下のとおりです。

まず、有限責任事業組合(LLP)を活用した取組を含め、遂行中プロジェクト及び新規プロジェクトに伴う諸費用として充当するとしていた事業、具体的には、進捗中のプロジェクトであった新築の木造デザイナーズマンション「J Woody Design Apartment(J-Woody)」の開発販売事業については、本届出書提出日現在においても用地確保の交渉中であり、用地の確保に至らず、開発フェーズに進めていない状況であるため、当該事業に対しては前回の調達資金を充当できておりません。

また、不動産流動化事業に関する諸費用として充当するとしていた、具体的には、業務提携先からの物件供給を中心とした不動産の流動化事業については、SPVを活用する形ではありませんが、当該流動化の準備のため、不動産の売主、金融機関等のプロジェクト関係者との折衝業務を中心に委託した先への業務委託費用その他旅費等の実費等の資金に充当しております。

そのような中で、前回の調達資金は、実際に支出するまでは銀行口座にて保管するとしていたところ、十分な収益確保ができない状況で手元資金に余裕がなくなったこともあり、平成25年10月に調達した93百万円の一部を、前回の資金調達時には資金使途としておりませんでした。また、上記J-Woody事業及び不動産流動化事業の進捗が期末付近に期ずれする見込みが生じ、かつ資金拠出を極力抑えた形でのスキーム構築も可能となったため、さらなる収益機会の獲得に向けて、同じく前回の資金調達時には資金使途としていなかったものの、新たに進捗した、関西における不動産開発事業に係る土地購入プロジェクトに対して、平成25年10月に調達した金額及び同年11月に調達した98百万円の一部を充当いたしました。

前回の資金調達時に新株予約権の発行及び行使により調達した資金の具体的な充当状況等については、以下のとおりであります。

（充当状況等）

具体的な用途	金額 / 想定金額 (百万円)	支出時期 / 支出予定時期
i. 新規プロジェクトに伴う諸費用（初期費用・業務委託費用・貸付金等）	75	平成25年9月～平成26年6月
ii. 不動産流動化事業に関する諸費用（業務委託費用等）	35	平成25年9月～平成26年6月
iii. 運転資金（人件費、借入金返済、子会社貸付金等）	75	平成25年10月～平成26年6月

- i. 進捗しておりました関西における不動産開発プロジェクトへの土地取得予定者に対する土地購入関連用を用途とする貸付金として、50百万円は平成25年12月に充当済みであり、10百万円は平成26年6月に充当することを予定しております。また、今後の不動産関連業務に対するコンサルティング費用として10百万円充当しております。さらに、前回の資金調達時に資金用途として掲げておりましたとおり、小規模太陽光発電に係る分譲販売事業への業務提携先への初期費用として5百万円充当しております。
- ii. 進捗しておりました九州におけるホテル事業に係る不動産流動化プロジェクトに対して、ホテル保有会社、金融機関等のプロジェクト関係者との折衝業務を中心に委託した先への業務委託費用その他旅費等の実費等として、33百万円は平成26年5月までに充当済みです。また、2百万円は平成26年6月に充当することを予定しており、一部報道では優先交渉権が打ち切られたと報じられておりますが、当社といたしましては、現在当該案件獲得に向けて引き続き交渉しております。
- iii. 平成25年10月から平成26年6月までの人件費等として30百万円は平成26年5月まで充当済みであり、5百万円は平成26年6月に充当予定です。また、平成25年10月から平成26年5月における金融機関からの借入金の返済資金として、36百万円を充当致しました。さらに、平成25年8月に運転資金として連結子会社鳥取カントリー倶楽部株式会社への貸付金（適用金利3.0%以下、貸付期間1年）として、4百万円を充当致しました。

以上のとおり、前回の資金調達時に掲げた資金用途とは異なる取組に前回調達した資金を活用しております。このうち、今回の資金用途にも掲げております関西における不動産開発プロジェクトにおいては一部はすでに数千万円程の収益を上げておりますが、十分な成長基盤確保ができる程の収益獲得に至っておりません。また、J-Woody事業につきましては、認知度不足もあり用地の確保が思うように進まなかったこともあり、当該事業について訴求していくため、第1段として、大規模な用地におけるJ-Woodyの開発に取り組んで参りましたが、大規模な土地での開発となること、土地所有者の資金負担での開発となるため、土地所有者にとり十分な検証が必要となること等により、時間を要しており、本届出書提出日現在においても用地の確保に至らず、開発フェーズに進めていない状況であります。まずは当該案件に注力し、本案件の成約を足がかりに、今後の事業展開につなげて参る所存であります。

なお、J-Woody事業に関しては、現時点において、今後の事業展開について、不確定要素があるため、今回の資金用途として掲げておりません。案件の進捗次第で当社に土地の仕入れ等の資金ニーズが発生した場合は、その時点における当社の業績次第ではありますが、金融機関等の借入を含め案件の推進を検討してまいります。

当社連結子会社に対する設備投資資金等

当社子会社である鳥取カントリー倶楽部株式会社の設備投資（コース管理に関する薬敷材）資金として10百万円及び運転資金（人件費等）として5百万円充当します。

当社は、調達した資金のうち本社債による資金を、平成26年6月より、まず上記（a）に対して充当を予定しているため、各案件進捗・成約のため、早期に資金調達の必要性がございます。また、順調に本新株予約権による資金調達がなされれば、平成26年7月より、上記（b）または（c）のうち早期に収益が計上が見込まれる案件に、平成26年8月より上記に充当を予定しております。上記については、順調に本新株予約権の行使が進んだ最終段階での充当を予定しております。

なお、株価が行使価額を下回る場合には、調達が進まない場合も想定されますので、その場合は、不確定要素があるものの諸経費がさほどかからない、不動産の仲介・媒介取引等の成約実現により、上記資金用途に満てる資金の確保に努めて参ります。

上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実に行うことで永続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。なお、当社は、前回の資金調達により自己資本を増強した結果、平成26年3月末日現在、債務超過を解消しており、財務体質は大きく改善しておりますが、継続的な収益源が十分に確保できていないため、永続企業としての礎を築くには至っておりません。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記の内容について変更する場合があります。

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注) 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金により、より一層の財務体質の改善を図りつつ前回の資金調達では十分になしえなかった成長基盤を早期に構築することを通じて中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

なお、前回の資金調達により債務超過を解消できたことから、当社の財務体質は大きく改善しております。しかしながら、前回の資金調達により調達した資金については、上記「(注) 具体的な使途について」記載のとおり、想定していた案件が想定通り進まず、また、その過程で調達した資金を運転資金や別の案件へ充当したものの十分な収益確保が達成できていないこともあり、安定した成長基盤の構築に寄与できておりません。まず、J-Woody事業につきましては、認知度不足もあり用地の確保が思うように進まなかったこともあり、当該事業について訴求していくため、第1段として、大規模な用地におけるJ-Woodyの開発に取り組んで参りましたが、大規模な土地での開発となること、土地所有者の資金負担での開発となるため、土地所有者にとり十分な検証が必要となること等により、時間を要しており、本届出書提出日現在においても用地の確保に至らず、開発フェーズに進めていない状況であります。また、業務提携先とのSPVを活用した資産の不動産流動化案件についても、四半期毎に実行していく予定であったため、案件成約に向けて、金融機関を含めて期末まで交渉しておりましたが、最終的には当社の債務超過及び3期連続での営業利益以下の赤字が大きく起因して、本届出書提出日現在においても成約に至っておりません。

本資金調達を行わなかった場合、当社における安定した事業基盤が確立できないままであり、当社事業に関する影響が更に悪化するほか、既存株主に対しても株主価値の毀損となると考えております。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。なお、今回の資金使途に記載しております、各事業・プロジェクトについて、実現可能性の高いものを中心に記載しており、本資金調達が予定通り進めば、前述の充当順位に従い各事業へそれぞれ確実に充当して参ります。他方、現時点においては想定していない事態の発生またはやむを得ない事情により、各事業・プロジェクト等の継続が困難となる場合がございます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期の展望について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成26年5月23日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行と本新株予約権付社債の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。（同社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザーズ株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。）開示資料を元に集計すると、同社は新設分割前を含めて設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業のべ25社以上に対して、第三者割当方式による新株予約権、及び新株予約権付社債の引受け及び新株予約権の行使を行っている実績があります。また、当社においても、平成25年8月に新株式、新株予約権の引受けを頂き、同年11月までの間ですべての行使を完了して頂いたという実績がございます。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権及び新株予約権付社債は主に行使価額又は転換価額と目的株数数が固定された新株予約権及び新株予約権付社債であり、実質的に行使又は転換可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の行使価額又は転換社債型新株予約権付社債の転換価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が行使価額又は転換価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使又は転換社債型新株予約権付社債の転換が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。また、当社においても、平成25年8月に新株式とともに新株予約権の引受けを頂き、同年11月までの間ですべての新株予約権の行使を完了して頂いたという実績がございます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「3 [新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）] (2) [新株予約権の内容等] 注1」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待できることから、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であると判断いたしました。なお、株価が本新株予約権の行使価額未満に低迷している場合は、本新株予約権の行使が進まず資金を確保することが十分にできませんが、前述のとおり一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため、行使指示をすることができない場合に比して、本新株予約権が行使されないリスクの低減が期待できるため、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使され、本新株予約権付社債が全部転換された場合、マイルストーン社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であることを確認しており、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、当社は、本新株予約権の行使により発行される新株式及び本新株予約権付社債の転換により発行される新株式に対し、平成26年6月26日開催予定の第22期定時株主総会に係る議決権を付与いたしません。

(2) 本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行の目的及び理由

当社グループの主な事業領域である金融・不動産市況は、特に政権交代後、大胆な金融緩和政策をはじめとした経済財政運営に対する期待感を背景に国内金融・不動産市場にも持ち直しの動きが見られる一方で、海外経済情勢への懸念などもあり、先行きについては依然として不透明な状況であります。

このような市場環境の下、当社グループは、上場以来の中核事業である地方の不動産を中心とした事業展開をより深耕させ、シナジー効果を活かしながら投資対象を不動産そのものに限らず、事業会社・組合へ出資を通じた事業自体も投資対象とした投資事業及び投資マネージメント事業へと事業のリストラクチャリング（再構築）を図って参りました。

前連結会計年度（平成26年3月期）において、具体的には以下の営業施策を図って参りました。

- ・業務提携先との協業による国内不動産（含む、信託受益権）に係るマッチング又はコンサルティング事業取組み
- ・国内不動産に係る開発事業取組み
- ・小規模太陽光分譲販売事業取組み
- ・地域（北九州・鳥取）に根ざした活性化事業取組み
- ・その他不動産を中心とした投資案件の仲介、アドバイザーサービス事業取組み

これらの結果、当社グループは、平成23年3月期連結会計年度より3期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していたところ、前連結会計年度である平成26年3月期においては、営業利益6,685千円を計上し、また最終損益としては当期純利益57,080千円を計上しており、これまでのマイナストrendを少なからず回復基調に乗せております。

これもひとえに、前連結会計年度である平成25年8月14日に公表した第三者割当による新株式及び新株予約権の発行並びにその後の新株予約権の行使により、債務超過を解消したことによる対外的信用の回復、および収益案件への先行投資が可能となったことによるものであります。

今後は、前連結会計年度における上記の営業施策を足がかりに、経営の安定化のため、事業領域として不動産関連事業を中心に据えて、経営資源を投入し、収益基盤の早期確立を目指していく所存であります。

具体的には、第1に、既存の不動産関連事業として、株式会社兵庫宝不動産（代表者：葉山敬三、所在地：大阪市中央区北浜3丁目1番14号）を中心とした業務提携先との間の売買・仲介取組のみならず、有限責任事業組合（以下「LLP」という。）、特定目的会社（以下「TMK」という。）等の特別事業目的体（以下「SPV」という。）を活用した資産の流動化取組等を具体的に成約させることにより、収益の根幹として参ります。本事業における当社の主な収益源といたしましては、当社が行うSPV組成時（不動産流動化時）における各種アレンジメント報酬並びにSPV運用期間中において当社がアセットマネジャーを務めますので、当該アセットマネージメント報酬及びPV保有資産売却時の売却先の選定に係る成功報酬であります。

また、新規不動産の取得、保有不動産の入れ替え等も積極的に検討して参ります。なお、本事業は、前回の資金調達時に今後の収益基盤として掲げており、四半期毎に実行していく予定であったため、案件成約に向けて、金融機関を含めて期末まで交渉してはりましたが、最終的には当社の債務超過及び3期連続での営業利益以下の赤字が大きく起因して、本リリース開示日現在においても成約に至っておりません。営業利益ベースでは黒字化を達成できたこともあり、状況が変化したこともありますので、今期においては、案件成約に向けて業務を推進して参ります。

同じく当社の新規商品として投入予定であった木造デザイナーズマンション「J Woody Design Apartment」（J-Woody）の開発案件については、前回の資金調達時においては、平成25年9月から平成26年3月の期間において、総計9物件程の計画をしてはりましたが、1物件目が大規模な開発計画となったこともあり、土地所有者との交渉に時間を要し、本リリース開示日現在においても継続中ながら、用地の確保に至らず、開発フェーズに進めておりません。そのため、その他の用地の仕入れも十分に進めることができませんでした。現在、用地の保有者と協議中であり、まず当該案件に注力して参り、その後当該案件を足がかりに、今後のJ-Woody事業の展開につなげてまいりたいと存じます。現時点において、今後のJ-Woody事業の展開について、不確定要素があるため、今回の資金使途としておりませんが、案件の進捗次第で万が一当社に土地の仕入れ等の資金ニーズが発生した場合には、その時点における当社の業績次第ではありますが、金融機関からの借入を前提に案件を推進してまいります。

第2に、不動産関連事業である、小規模太陽光分譲販売事業について、九州エリアを中心に業務提携先が確保した用地について、当社ともう1社で組成した有限責任事業組合にて投資家への販売エリア（関西エリアのみならず関東エリアも対象）及びチャネル（セミナー等については、2件実施済み）等を拡大し、収益の基盤として参ります。なお、従来より展開しております当該有限責任事業組合が販売主体となる販売形態においては、小規模太陽光システムを購入するのは投資家であるため、当該販売形態においては、当社が基本的には資金を大きく要することはありません。しかしながら、国の全量買取制度に係る買取金額も年々減少傾向にあり、またグリーン投資税制についても今年度をもって終了する予定であるため、業務提携先等が確保した用地及び小規模太陽光システムを早期に確保して投資家の購入要請にタイムリーに応えるため、当社自身で小規模太陽光システムを仕入れた上、投資家に販売するという販売の形態も予定しております。なお、本事業における主な収益源としたしましては、前者の販売形態においては、当該組合への投資家紹介に係る報酬及び、当該組合には当社も出資しておりますので、当該出資に係る配当収入等であり、後者の販売形態においては、当社が販売したことによる販売利益であります。小規模太陽光システム（数千万円の販売価格）ではあるため、1個当たりの販売による収益がさほど大きくありませんが、前期において販売体制を確立いたしましたので、今期においては、2つの販売形態も併用しながら、当社既存の投資家顧客（個人・法人）、及び他社の紹介またはセミナー等を活用することにより発掘した新規顧客層にも幅広く販売していき個数の積み上げによる収益獲得を行う見込みであります。

第3に、その他の事業としましては、現在資産の流動化取組が行われていないホテル等のレジャー産業を開拓し、将来的な収益の基盤の構築を図って参ります。

また、鳥取カントリー倶楽部株式会社及びNQ屋台街有限責任事業組合を中心とした子会社事業の営業利益ベースでの黒字化に向けて、当社より人員の派遣等を行うことによる再生案件にも取り組んで参ります。

なお、前回の資金調達時に掲げておりました九州におけるホテル事業の資産の流動化事業につきましては、業務提携先にホテル保有会社及び金融機関との折衝を委託し、交渉を進めておりますが、本届出書提出日現在、成約にいたっておらず、一部報道では優先交渉権が打ち切られたと報じられておりますが、当社といたしましては引き続き案件獲得に向けて交渉しております。

以上のような現状の収益基盤を十分にご理解頂き、当社の企業価値の向上に資する投資家候補先と複数接触してまいりましたところ、前回の第三者割当の引き受け先の1つであるマイルストーン社との間で最終合意に至り、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行（総称して以下、「本資金調達」という。）を実施するに至りました。

調達した資金については、当社運転資金、遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う投資資金及び諸費用、並びに当社連結子会社への設備投資資金等に充当する予定です。

なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使が早期に進めば、安定的な収益獲得が可能となります。その結果、経常利益ベースにおいても黒字化が達成できれば借入等による資金調達手段の可能性も大きく広がってまいります。今後のより一層の収益基盤構築にむけた事業資金を確保できるなど、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行はいずれも収益性の改善による企業価値向上を図るためには必要な資金調達であります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと判断しております。

(3) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行と本新株予約権付社債の発行を組み合わせた資金調達を行うことが当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、上記のとおり平成23年3月期連結会計年度より3期連続で営業利益、経常利益及び当期純利益ともに赤字であったことおよび前連結会計年度の期中まで債務超過に陥っていたこと等から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様への株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、エクイティ・ファイナンスによる資金調達に依拠せざるを得ない状況であります。しかしながら、その検討において、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、第三者割当増資による新株式の発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いました引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の経営の安定化を図るため主力事業の強化並びに運転資金の確保を目指しており、そのためには上記「第1〔募集要項〕4〔新規発行による手取金の使途〕(2)〔手取金の使途〕（注）具体的な使途について」（a）に対して、案件成約のため、平成26年6月より、土地関連費用に係る貸付金等として、及び（d）に対して、案件推進のため、平成26年6月より、業務委託先へのコンサルティング報酬等として一定規模の資金が必要であると共に、各事業の進捗状況に合わせた随時の資金や運転資金も必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行と新株予約権付社債の発行を組み合わせる方法を資金調達の手法として選択いたしました。

本資金調達方法について

本資金調達方法は、当社株価が低迷した場合や当社株式の流動性が低下した場合等、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、市況に合わせ順次に転換されていることから、急激な希薄化懸念を抑制することができ、一時の希薄化による株価への急激な影響が抑制できることが大きな特徴であることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が引受予定先に求めた点として、(i)純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、(ii)既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと、(iii)株式流動性の向上に寄与するために、取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること、(iv)環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

1．株式価値希薄化への配慮

原則として、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また、割当予定先であるマイルストーン社は、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額及び転換価額を上回らない場合、本新株予約権の行使と本新株予約権付社債の転換は行わず、本資金調達をもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。また一方で、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された本契約において、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2．流動性の向上

本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換による発行株式総数は、当社発行済株式総数の24.85%（2,268,460株）であり、割当予定先による新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。また、本新株予約権及び本新株予約権付社債は、行使価額及び転換価額が固定されていることから、株価が行使価額又は転換価額を下回る場合には行使又は転換は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。

3．資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成26年9月9日以降、本社債の金額額面100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4．行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(4)本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

(4)本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、本新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、前述のとおり既存株主の皆様の株式価値の急激な希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において、株価が行使価額を上回っているという条件付きではありますが、資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。なお、前回の資金調達時の実績によれば、以下に に記載の当社からの行使指示以前に、マイルストーン社は行使を行っており、本新株予約権における行使指示条項は、保険的な要素で設定しております。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は92円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から1,725,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」という。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（119.6円）を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（138円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日（条件成就の日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が前田健司と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大700,000株）とすることとしております。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に本業での収益計上に伴う資金確保達成等により資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てする予定の本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の目的である株式の総数は2,268,460株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を確認しております。また、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、長期保有することなく、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、平成25年2月1日から平成26年1月31日に係るマイルストーン社の第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高99億68百万円、営業利益が80百万円、経常利益が73百万円、当期純利益が2百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成26年1月31日現在の純資産が98百万円、総資産が17億54百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成26年5月8日現在の預金残高が6億27百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受け並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、上記「第1〔募集要項〕3〔新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)〕(2)〔新株予約権の内容等〕注1 本新株予約権の行使指示」に記載した株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権及び新株予約権付社債も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受け並びに本新株予約権の行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 代表取締役社長 荒川数)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーアス・コンサルティング(代表者:野口真人、所在地:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(102円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年)、無リスク利率率(0.084%)、株価変動性(71.04%)、当社(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先(当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の5%の範囲で売却すること)の行動について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(10,200円)を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を10,200円(1株当たり0.41円)に、また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成26年5月22日)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値102円を参考とし、92円(ディスカウント率9.8%)といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均118.16円に対する乖離率は22.14%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均122.93円に対する乖離率は25.16%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均127.61円に対する乖離率は27.91%となっております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーアス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(102円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年)、無リスク利率率(0.084%)、株価変動性(71.04%)、利率(年率1.0%)、割引率(2.2%)、当社(基本的には割当先の転換を待つが、株価が転換価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先(当社株価が転換価格を上回っている場合に随時転換を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の5%の範囲で売却すること)の行動について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(2,490,500円)を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を2,500,000円(額面100円につき金100円)といたしました。本新株予約権付社債の転換価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成26年5月22日)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値102円を参考とし、1株当たり92円(ディスカウント率9.8%)に決定いたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均118.16円に対する乖離率は22.14%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均122.93円に対する乖離率は25.16%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均127.61円に対する乖離率は27.91%となっております。

本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議し、当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、割当予定先からの資金調達の確実性を上げるためには有利発行とならない範囲内で行使価額を低く抑えることも有効であると判断し、ディスカウント率を9.8%といたしました。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。

また、当社監査役全員より、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は1,725,000株であり、平成26年3月31日現在の当社発行済株式総数9,128,275株に対し、18.90%(平成26年3月31日現在の当社議決権個数91,279個に対しては18.90%)、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は543,460株であり、平成26年3月31日現在の当社発行済株式総数9,128,275株に対し、5.95%(平成26年3月31日現在の当社議決権個数91,279個に対しては5.95%)、であり、本資金調達による希薄化の合計は24.85%であります。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、厳しい経営環境において財務基盤の強化を図りつつ、不動産関連事業を中心に据えて、経営資源を投入し、経営効率化と投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を策定し、収益基盤の早期確立を実現するためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であります。

また、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てが行使・転換された場合に発行される株式数2,268,460株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は419,065株であり、最大で発行される株式数に比しても一定の流動性を有していること、株価が行使価額を一定程度上回れば、当社の資金需要に応じて本新株予約権の行使をコントロール可能であること、及び当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、これらの事情に鑑みると、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると考えております。

加えて、前述のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、一定の条件下ではあるものの、当社がある程度主体的に株式の急激な希薄化を抑制することが可能であります。更に、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定であり、当社の将来の事業ニーズ・資金ニーズに合わせた対応をすることが可能です。

なお、本新株予約権及び本新株予約権付社債は、行使価額及び転換価額が固定されていることから、株価が行使価額又は転換価額を下回る場合には行使又は転換は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。

加えて、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成26年9月9日以降、本社債の金額額面100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。

なお、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額は固定されており、いずれも1株当たり92円であります。これは平成26年3月期の1株当たり純資産29.97円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が行使価額及び転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成24年3月期 7,605.40円、平成25年3月期 21,411.53円とマイナスに止まっており、平成26年3月期7.67円は、プラスに転じているものの、特別利益の計上による特殊要因によるものにすぎません。調達した資金を不動産関連事業・に厳選して投下し、経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
前田 健司	神戸市東灘区	2,385,600	26.13%	2,385,600	20.93%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	0	0%	2,268,460	19.90%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	845,200	9.26%	845,200	7.42%
杉田 貴得	静岡県賀茂郡南伊豆町	288,700	3.16%	288,700	2.53%
中谷 宅雄	大阪府松原市	224,000	2.45%	224,000	1.97%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	163,400	1.79%	163,400	1.43%
新田 泰裕	大阪府枚方市	150,000	1.64%	150,000	1.32%
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	141,000	1.54%	141,000	1.24%
小林 浩之	広島県広島市中区	100,500	1.10%	100,500	0.88%
株式会社ISホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	99,100	1.08%	99,100	0.87%
芹沢 福夫	静岡県三島市	78,200	0.85%	78,200	0.69%
計	-	4,475,700	49.03%	6,744,160	59.18%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の株主名簿上の株式数を基準として算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権及び本新株予約権付社債は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

5. 割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。

「1 割当予定先の状況 e.株券等の保有方針」欄に記載のとおり、当社は割当予定先より、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っており、割当予定先は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有していないと考えています。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第21期有価証券報告書及び四半期報告書（第22期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しており、また、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の第21期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日（平成25年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成25年8月30日（注1）	62,452	928,702	62,439	793,689
平成25年10月1日～平成25年12月31日（注2）	96,660	1,025,363	96,660	890,350

（注1）有償第三者割当増資による増加であります。

（注2）新株予約権の行使による増加であります。

3．臨時報告書の提出について

組込情報である第21期有価証券報告書の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年7月1日提出の臨時報告書）

当社は、平成25年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりです。

（1）株主総会が開催された年月日

平成25年6月28日

（2）決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

（1）全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単位とする単元株制度の採用を行います。なお、当社は単元株制度の採用と合わせて1株を100株に分割する株式分割も実施いたします。

（2）本議案は、平成25年10月1日を効力発生日として、（1）の単元株制度を採用し、単元株数を100株とするため、第8条（単元株式数）を新設するものであります。また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第9条（単元未満株主の権利制限）を新設し、これに伴い現行定款第8条以下の条数を繰り下げるものであります。

（3）また、（1）記載のとおり、当社は単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うこととし、平成25年6月10日開催の取締役会におきまして、本議案が本定時株主総会で承認されることを条件として、かつ平成25年10月1日を効力発生日として、1株を100株に分割する株式分割を実施することを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。

（4）現行定款第6条の変更、第8条並びに第9条の新設及びそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を設けるものであります。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、桐島悠爾を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、藤田剛および竹田臣征を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、清和監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案 定款一部変更の件	38,581	87	0	99.78%	可決
第2号議案 取締役1名選任の件					
桐島 悠爾	38,480	188	0	99.51%	可決
第3号議案 監査役2名選任の件					
藤田 剛	38,486	179	0	99.53%	可決
竹田 臣征	38,581	87	0	99.78%	可決
第4号議案 会計監査人選任の件	38,579	89	0	99.77%	可決

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成25年9月13日提出の臨時報告書)

当社の投資先に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたこと、及び当社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりです。

1. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれの発生

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

名称 株式会社エスシステム
住所 東京都港区高輪三丁目12番8号
代表者の氏名 新見 佳典
資本金の額 9百万円

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

生じた事実 特別清算の申立て
生じた年月日 平成25年3月4日

(3) 当該債権者に対する債権の種類及び金額

貸付金及び未収利息 277百万円

なお、当社の貸借対照表上の株式会社エスシステムに対する債権金額は、106百万円であります。残額の170百万円については、株式会社エスシステムの債権者より、備忘価額にて譲り受けていたものであります。

(4) 当該事実が当社の事業に及ぼす影響

当社は過年度において、上記債権について、106百万円の貸倒引当金を計上しており、当社の事業に及ぼす影響はありません。

2. 財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年8月29日

(2) 当該事象の内容

株式会社エスシステムの清算代理人弁護士より、東京地方裁判所が特別清算における債権者集会の協定の認可決定の確定した旨、及び当社への当該協定に基づく（第1回の）弁済（金額：11百万円）が確定した旨の連絡を受けたことによる貸倒引当金の取崩しに伴う営業外収益11百万円、及び不要となりました事業損失引当金の戻入額として特別利益103百万円を計上するものであります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

営業外収益11百万円の計上

当社は、当社が株式会社エスシステムの株式を取得した平成23年8月30日以降に同社に貸付をした貸付金全額及び計上した未収利息全額について貸倒引当金106百万円を計上しており、今回同社から11百万円の弁済を受けたため、上記貸倒引当金の取崩しに伴う、営業外収益11百万円を計上いたします。

特別利益103百万円の計上

前事業年度において、株式会社エスシステムの実質的な債務超過部分を取り込んだことに伴い、事業損失引当金として103百万円を計上しており、今回債権者集会の協定の認可決定が確定したことに伴い、当該事業損失引当金の計上が不要となったため、当該引当金の戻入額として特別利益を計上いたします。

(平成26年2月4日提出の臨時報告書)

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりです。

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 株式会社ISホールディングス

（２）当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 9,248個

異動後 8,979個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 10.13%

異動後 9.84%

（３）当該異動の年月日

平成26年1月14日

（４）その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,025百万円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 9,128,275株

４．最近の業績の概要について

平成26年5月15日開催の取締役会において決議された第22期連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	116,912	200,623
売掛金	14,649	15,995
有価証券	0	-
商品	5,184	5,449
貯蔵品	367	909
その他	35,898	109,991
貸倒引当金	3,967	6,096
流動資産合計	169,046	326,871
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	191,045	188,300
減価償却累計額	59,945	61,741
建物及び構築物（純額）	131,099	126,559
機械装置及び運搬具	16,420	17,340
減価償却累計額	15,651	16,393
機械装置及び運搬具（純額）	769	947
工具、器具及び備品	16,251	14,810
減価償却累計額	11,899	11,962
工具、器具及び備品（純額）	4,351	2,848
コース勘定	99,630	99,630
土地	47,405	47,405
リース資産	20,538	30,978
減価償却累計額	8,803	13,734
リース資産（純額）	11,734	17,243
有形固定資産合計	294,991	294,634
無形固定資産		
その他	819	557
無形固定資産合計	819	557
投資その他の資産		
投資有価証券	749,157	750,132
出資金	8,917	8,917
長期貸付金	12,000	9,000
投資不動産	2,405,398	2,405,398
減価償却累計額	462,360	494,838
投資不動産（純額）	1,943,038	1,910,560
その他	156,828	50,552
貸倒引当金	137,364	28,998
投資その他の資産合計	2,732,577	2,700,164
固定資産合計	3,028,388	2,995,356
資産合計	3,197,434	3,322,228

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,511	2,499
短期借入金	23,300	696,396
1年内返済予定の長期借入金	852,744	628,417
リース債務	2,652	5,323
未払金	27,130	6,247
未払法人税等	3,461	5,344
事業損失引当金	103,640	-
その他	108,655	75,892
流動負債合計	1,124,096	1,420,120
固定負債		
長期借入金	1,527,167	975,135
リース債務	9,891	13,025
繰延税金負債	-	191
その他	2,483	1,413
固定負債合計	1,539,542	989,764
負債合計	2,663,639	2,409,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	866,250	1,025,363
資本剰余金	731,250	890,350
利益剰余金	1,699,224	1,642,179
株主資本合計	101,724	273,534
少数株主持分	635,519	638,807
純資産合計	533,795	912,342
負債純資産合計	3,197,434	3,322,228

[次へ](#)

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
売上高	1,126,718	462,075
売上原価	323,624	92,868
売上総利益	803,093	369,207
販売費及び一般管理費	1,033,897	362,488
営業利益又は営業損失()	230,803	6,718
営業外収益		
受取利息	2,365	1,459
受取配当金	16,430	-
持分法による投資利益	9,248	-
負ののれん償却額	48,958	-
貸倒引当金戻入額	-	13,109
その他	13,040	2,716
営業外収益合計	90,043	17,285
営業外費用		
支払利息	103,343	51,141
支払手数料	1,002	1,172
その他	30,217	10,610
営業外費用合計	134,563	62,923
経常損失()	275,324	38,918
特別利益		
持分変動利益	3,903	-
事業損失引当金戻入益	-	103,640
特別利益合計	3,903	103,640
特別損失		
固定資産売却損	1,302	-
減損損失	432,451	-
貸倒引当金繰入額	77,650	-
投資有価証券評価損	2,749	-
投資有価証券売却損	18,971	-
関係会社株式評価損	999	-
関係会社株式売却損	100,109	-
その他の関係会社有価証券売却損	5,969	-
事業整理損	440,593	-
事業損失引当金繰入額	103,640	-
事業所閉鎖損失	-	1,291
その他	27,481	-
特別損失合計	1,211,921	1,291
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益又は損失()	1,483,342	63,430
匿名組合損益分配額	8,825	1,069
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,474,517	64,500
法人税、住民税及び事業税	7,995	3,976
法人税等調整額	600	191
法人税等合計	8,596	4,167
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	1,483,113	60,333
少数株主利益又は少数株主損失()	16,663	3,287
当期純利益又は当期純損失()	1,466,449	57,045

[前へ](#)[次へ](#)

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損 益調整前当期純損失()	1,483,113	60,333
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	404	-
その他の包括利益合計	404	-
包括利益	1,483,518	60,333
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,466,854	57,045
少数株主に係る包括利益	16,663	3,287

[前へ](#)[次へ](#)

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	866,250	731,250	225,228	1,372,271
当期変動額				
当期純損失()			1,466,449	1,466,449
連結範囲の変動			7,545	7,545
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			1,473,995	1,473,995
当期末残高	866,250	731,250	1,699,224	101,724

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高		404	404	1,121,327	2,494,003
当期変動額					
当期純損失()					1,466,449
連結範囲の変動					7,545
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		404	404	485,807	486,212
当期変動額合計		404	404	485,807	1,960,208
当期末残高				635,519	533,795

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	866,250	731,250	1,699,224	101,724
当期変動額				
新株の発行	159,113	159,100		318,213
当期純利益			57,045	57,045
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	159,113	159,100	57,045	375,259
当期末残高	1,025,363	890,350	1,642,179	273,534

	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	635,519	533,795
当期変動額		
新株の発行		318,213
当期純利益		57,045
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,287	3,287
当期変動額合計	3,287	378,547
当期末残高	638,807	912,342

[前へ](#)[次へ](#)

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失（ ）	1,474,517	64,500
減価償却費	127,086	48,934
減損損失	432,451	-
長期前払費用償却額	811	149
負ののれん償却額	48,958	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	89,859	106,235
事業損失引当金の増減額（ は減少）	103,640	103,640
受取利息及び受取配当金	18,795	1,459
支払利息	103,343	51,141
支払手数料	1,002	1,172
投資有価証券評価損益（ は益）	2,749	-
投資有価証券売却損益（ は益）	18,971	-
関係会社株式評価損	999	-
関係会社株式売却損益（ は益）	100,109	-
その他の関係会社有価証券売却損益（ は益）	5,969	-
持分法による投資損益（ は益）	9,248	-
持分変動損益（ は益）	3,903	-
固定資産売却損益（ は益）	1,302	-
事業整理損	440,593	-
売上債権の増減額（ は増加）	19,653	1,345
商品の増減額（ は増加）	356	265
破産更生債権等の増減額（ は増加）	-	106,876
仕入債務の増減額（ は減少）	103	11
未払金の増減額（ は減少）	44,903	2,508
その他	28,614	17,320
小計	123,625	39,986
利息及び配当金の受取額	38,138	833
利息の支払額	95,586	63,320
支払手数料の支払額	1,002	1,172
事業整理による収入	99,500	-
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	4,199	4,581
営業活動によるキャッシュ・フロー	86,775	28,254
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	62,853	5,660
投資不動産の売却による収入	989,529	-
投資有価証券の取得による支出	-	1,000
投資有価証券の売却による収入	1,000	-
匿名組合出資金の払込による支出	54,907	-
匿名組合出資金の払戻による収入	50,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却 による収入	64,149	-
短期貸付金の純増減額（ は増加）	5,542	86,700
長期貸付金の回収による収入	-	3,000
その他	9,587	858
投資活動によるキャッシュ・フロー	971,788	91,219

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（　は減少）	92,721	767,989
長期借入れによる収入	28,000	30,000
長期借入金の返済による支出	1,132,562	806,360
株式の発行による収入	-	219,187
新株予約権の発行による支出	-	2,703
配当金の支払額	37	-
少数株主からの払込みによる収入	5,000	-
その他	3,743	4,930
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,010,622	203,183
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1
現金及び現金同等物の増減額（　は減少）	125,608	83,710
現金及び現金同等物の期首残高	242,417	116,912
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（　は減少）	104	-
現金及び現金同等物の期末残高	116,912	200,623

[前へ](#)[次へ](#)

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

当社グループは、前連結会計年度において、３期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過となっております。当連結会計年度においては、営業利益6,718千円、当期純利益57,045千円計上し、自己資本の額は第三者割当増資及び第３回新株予約権の行使等により273,534千円となり債務超過も解消いたしました。

また、前連結会計年度において生じていた一部借入金の支払い遅延につきましては、条件変更の契約を締結し解消するに至ったものの、間接金融（銀行借入）による新たな資金調達が依然として困難な状況となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を改善・解消すべく、以下のとおり、安定した収益の確保、財務基盤の強化、資金の確保及びコスト削減等により安定した経営を図って参ります。

平成25年5月30日付で業務提携に関する基本合意書を締結し、平成26年２月14日付で包括的な業務提携契約書を締結いたしました株式会社兵庫宝不動産と協働にて、同社保有不動産又は同社が今後取得する不動産を中心に流動化（売却）事業を積み上げ、また、有限責任事業組合を活用した小規模太陽光発電システムの分譲販売事業の展開等により、安定した売上と利益の向上を図ります。さらに、国内の不動産、国内外の投資家を対象とした仲介及び投資アドバイザー業務の取り扱い件数を増やすなど、多方面からの収益の増加を図ります。

一方、平成25年８月14日付で当社代表取締役社長前田健司に対して第三者割当による新株式（現物出資（デッド・エクイティ・スワップ））、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対して第三者割当による新株式（金銭出資）及び第３回新株予約権の発行を決議し、財務基盤の強化及び収益確保のための資金調達を図って参りました。なお、当該新株式の発行により、124,982千円（内、94,893千円は現物出資）を調達しており、また、当連結会計年度末日現在、付与したすべての第３回新株予約権の行使が完了しており、総額193,321千円の資金調達を達成しております。

また、役員報酬及び従業員給与の削減や人員削減、業務効率化・契約条件見直しによる諸経費の削減等、安定的な収益に見合った組織体制・コスト構造への転換を、継続して進めております。

当社グループは、以上の対応策を実行して参りますが、安定した収益の確保や財務基盤の強化には未だ至っておらず、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

北斗第15号投資事業有限責任組合

北斗第18号投資事業有限責任組合

北斗第19号投資事業有限責任組合

鳥取カントリー倶楽部株式会社

NQ屋台街有限責任事業組合

合同会社NQ屋台村

(2) 非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

一般社団法人鳥取カントリー倶楽部

燦フーズ株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等

名称 株式会社エスシステム

理由 投資事業の一環として取得したものであり、支配目的ではないため子会社から除外しております。

なお、株式会社エスシステムは平成25年2月5日付で解散を決議し、現在清算手続き中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社の数 2社

会社等の名称

一般社団法人鳥取カントリー倶楽部

燦フーズ株式会社

(持分法を適用しない理由)

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連会社の数 2社

会社等の名称

大阪投資マネージメント株式会社

燦エナジー有限責任事業組合

(持分法を適用しない理由)

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

なお、大阪投資マネージメント株式会社は平成24年1月11日付で解散を決議し、現在清算手続き中であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

北斗第15号投資事業有限責任組合の決算日は10月31日、北斗第18号投資事業有限責任組合は10月31日、北斗第19号投資事業有限責任組合は3月20日、合同会社NQ屋台村は5月31日であります。

連結財務諸表作成に当たって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法

b その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 販売用不動産

個別法

b 商品

主に総平均法

c 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)及び投資不動産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～48年

機械装置及び運搬具 2～5年

工具、器具及び備品 3～20年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

無形固定資産

ソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

事業損失引当金

当社グループが営む事業に係る将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。

金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。

金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。

長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが一致している。

長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。

金利スワップの受払い条件がスワップ期間を通して一定である。

従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略している。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い、短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、西日本を中心とした地域において、賃貸住宅等(土地を含む。)を有しております。

平成25年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は110,352千円、売却損は1,302千円、減損損失は111,833千円であります。

平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は83,512千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中変動額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	2,894,200	1,752,252
	期中増減額	1,141,947	30,140
	期末残高	1,752,252	1,722,112
期末時価		1,465,214	1,312,860

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、賃貸住宅の売却(990,832千円)、賃貸住宅等の減価償却費(39,281千円)、賃貸住宅等の減損損失(111,833千円)であります。
当連結会計年度の主な減少は、賃貸住宅等の減価償却費(30,140千円)であります。
3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による、「不動産鑑定評価基準」にある各手法の考え方に基
づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行い、または各手法の妥当性を比較考量することを含む。)で
あります。

(セグメント情報等)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役
会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、投資規範を満たす案件を対象に、SPC等を活用した投資活動を実施しており、これらのSPC等が保
有する資産の管理・運用を行うとともに、フィナンシャルアドバイザー等の各種業務を行っております。

したがって、当社グループは金融技術を活用した投資商品を基礎としたサービス別セグメントから構成されてお
り、「投資事業」、「アセットマネージメント事業」及び「その他の事業」の3つを報告セグメントとしておりま
す。

「投資事業」は、自己投資業務、投資スキームの企画・設計・構築をしております。「アセットマネージメント事
業」は、ストラクチャーアレンジメント受託業務、アセットマネージメント受託業務をしております。「その他の事
業」は、フィナンシャルアドバイザー業務、コンバージョン等の資産価値向上業務、仲介業務、その他コンサル
ティング業務をしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」におけ
る記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格
に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	投資事業	アセット マネージメン ト事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	947,431	115,475	63,811	1,126,718		1,126,718
セグメント間の内部売上 高又は振替高		456	1,600	2,056	2,056	
計	947,431	115,931	65,411	1,128,774	2,056	1,126,718
セグメント利益又は損失 ()	259,997	18,528	20,813	257,712	26,908	230,803
セグメント資産	3,098,169	210	52	3,098,431	99,002	3,197,434
セグメント負債	1,829,389			1,829,389	573,823	2,403,212
その他の項目						
減価償却費	125,615	1,045	688	127,349		127,349
支払利息	102,431		911	103,343		103,343
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	72,946	167		73,114	7,993	81,107

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額26,908千円は、セグメント間取引消去額であります。
 - (2) セグメント資産の調整額99,002千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
 - (3) セグメント負債の調整額573,823千円は、各報告セグメントに配分していない本社の長期借入金であります。
 - (4) 全社資産に係る減価償却費及び本社の支払利息は、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントへ配賦しております。
 - (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,993千円は、主に本社の設備投資額であります。
- 2 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
 - 3 セグメント負債は、有利子負債（リース債務を除く）のみであります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	投資事業	アセット マネージメン ト事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	371,948	1,920	88,206	462,075		462,075
セグメント間の内部売上 高又は振替高		240	600	840	840	
計	371,948	2,160	88,806	462,915	840	462,075
セグメント利益又は損失 ()	55,997	1,982	58,843	4,828	1,890	6,718
セグメント資産	3,064,430	745	52,046	3,117,222	205,005	3,322,228
セグメント負債	1,741,615			1,741,615	558,333	2,299,948
その他の項目						
減価償却費	48,525		670	49,196		49,196
支払利息	48,306		2,834	51,141		51,141
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	16,100			16,100		16,100

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額1,890千円は、セグメント間取引消去額であります。
 - (2) セグメント資産の調整額205,005千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
 - (3) セグメント負債の調整額558,333千円は、各報告セグメントに配分していない本社の借入金であります。
 - (4) 全社資産に係る減価償却費及び本社の支払利息は、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントへ配賦しております。
- 2 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 - 3 セグメント負債は、有利子負債(リース債務を除く)のみであります。

〔関連情報〕

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	投資事業	アセットマネージメント事業	その他の事業	計		
減損損失	420,134			420,134	12,317	432,451

(注) 「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	投資事業	アセットマネージメント事業	その他の事業	計		
(負ののれん)						
当期償却額	48,958			48,958		48,958
当期末残高						

(注) 上記の他、当連結会計年度において、株式会社グランドホテル松任の株式及び債権を譲渡したことに伴い、投資事業において負ののれんが156,629千円減少しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	17.21円	29.97円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	248.13円	7.67円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		7.65円

(注) 1. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	1,466,449	57,045
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	1,466,449	57,045
期中平均株式数(株)	5,910,000	7,440,125
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後) (千円))		
普通株式増加数(株)		19,729
(うち転換社債型新株予約権付社債 (株))		
(うち新株予約権)(株)		19,729
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	新株予約権の目的となる株式 の種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式 の総数：1,457,000株	新株予約権の目的となる株式 の種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式 の総数：1,457,000株

[前へ](#)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寛	悦	生	印	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂	井	浩	史	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、3期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過となっており、当第3四半期連結累計期間においては、債務超過は解消したものの営業損失、経常損失と引き続き赤字を計上している。また、会社は前連結会計年度において生じていた一部借入金の支払い遅延については、条件変更の契約を締結し解消するに至ったものの、間接金融（銀行借入）による新たな資金調達が依然として困難な状況となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成25年2月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成25年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月28日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	本	浩
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽	津	隆 弘
--------------------	-------	---	---	-----

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、2期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した結果、債務超過の状況となっている。借入金を含む一部の債務の支払いに関し延滞が発生しており、期末日現在、期限の利益喪失事由に該当している。また、平成25年3月25日に株式会社ISホールディングスとの資本・業務提携の解消に関する合意書を締結した結果、同社からの新たな資金調達が困難な状況となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、燦キャピタルマネージメント株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、特定した必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 津 隆 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、2期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した結果、債務超過の状況となっている。借入金を含む一部の債務の支払いに関し延滞が発生しており、期末日現在、期限の利益喪失事由に該当している。また、平成25年3月25日に株式会社ISホールディングスとの資本・業務提携解消に関する合意書を締結した結果、同社からの新たな資金調達が困難な状況となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。